

子どもの健全な育成と安心して子育てができる環境を整備するため、平成24年4月1日診療分から子ども医療費助成を拡大し、通院についても中学校卒業まで無料化します。

今号では、その内容についてお知らせします。

平成24年4月1日診療分から

子ども医療費無料化 通院も中学生まで拡大

保険年金課 ☎66♦1102

平成24年3月31日診療分まで

- 通院：小学校卒業まで無料
(12歳になった最初の3月31日まで)
- 入院：中学校卒業まで無料
(15歳になった最初の3月31日まで)

平成24年4月1日診療分から

- 通院、入院ともに中学校卒業まで無料
(15歳になった最初の3月31日まで)

※対象は、食事代などの保険外のものを除く、保険診療分の自己負担額です。

現在中学1・2年生のお子さまをお持ちの方は手続きが必要です

医療費無料化の拡大に伴い、下記対象の方は手続きが必要となります。対象の方へは、1月下旬に「子ども医療費受給者証交付申請書」を送付しますので、期日までに手続きをお願いします。



対 象 平成9年4月2日～平成11年4月1日生まれの方
※心身障害者医療費助成制度または母子家庭等医療費助成制度で受給中の方は、引き続きそれぞれの医療制度で助成を受けられますので、申請は必要ありません。

申請方法 ①窓口（保険年金課）に来庁する場合〈平日 午前8時30分～午後5時15分〉
必要なもの：申請書、お子さまの健康保険証、印鑑
②郵送の場合
必要なもの：申請書、お子さまの健康保険証のコピー
※申請書に同封する返信用封筒に80円切手を貼って返送してください。

申請期限 2月20日（月）

受給者証 3月下旬に新しい受給者証を送付します。

小学6年生までのお子さまをお持ちの方（平成11年4月2日以降に生まれた方）

3月下旬に新しい受給者証を送付します（手続きは必要ありません）。4月1日以降に病院などへ行く場合は、必ず新しい受給者証を窓口に表示してください。

※現在使用している受給者証は、保険年金課または各出張所にご返却ください。